

児童相談所等複合施設基本構想策定に伴う
支援業務委託プロポーザル公募要項

令和元年7月

北区教育委員会事務局

子ども未来部

1. 業務の概要

(1) 件名

児童相談所等複合施設基本構想策定に伴う支援業務委託

(2) 業務目的

児童相談所等複合施設の基本構想（以下、基本構想という。）策定にあたり、他自治体における子ども・教育に関する施設の設置に係る提案等の実績を備え、専門的見地から助言、提案および支援が可能な業者を募集する。

《児童相談所等複合施設の前提条件》

①複合化する施設（主な機能）

- a) 子ども家庭支援センター（総合的な子育て相談機能、ひろば機能等）
- b) さくらんぼ園及び発達相談室（療育機能、発達相談機能等）
- c) 児童相談所及び一時保護所（虐待相談機能、一時保護機能等）
- d) 教育総合相談センター（教育相談機能、就学相談機能等）

②事業者からの提案を求める施設・機能

- a) 子育て世帯が伸び伸びとすごすことのできるひろば空間
- b) 青少年の活動ができる空間

③複合施設の整備候補地（旧赤羽台東小学校跡地）

- a) 所在地 北区赤羽台 1-1-13
- b) 敷地面積 9,917.37 m²の一部（概ね 4,500 m²～5,500 m²程度）

(3) 業務内容

①以下の項目について検討するため、調査・分析及び資料作成等を行い、基本構想を策定する。

- a) 児童相談所開設に向けた現状と課題及び児童相談行政に係る現状と課題の整理
- b) 北区が目指す児童相談所及び児童相談行政の姿や理念
- c) 施設整備の基本的な考え方
- d) 想定される施設規模
- e) 事業スケジュール
- f) その他、上記以外に必要な項目については、区との協議により決定する

②成果品

- a) 基本構想
A4版1色30ページ程度、再生紙、表紙レザック、くるみ製本、500部
- b) 基本構想（概要版）
A3版カラー2ページ程度、表紙レザック、500部
- c) 電子データ
基本構想及び基本構想（概要版）について、標準的に印刷所に出稿できるデータ形式及び北区公式ホームページ公開用のPDF形式をCD-ROMにて提出すること。

(4) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

- (5) 予定価格公表（税込）と最低制限価格の設置の有無
4,730,000円（税込） ※最低制限価格：設定しない

2. プロポーザル参加者に要求される資格

プロポーザル参加資格は、参加表明書の提出期限である令和元年7月16日現在において、次に掲げる要件をみたすこと。

- (1) 北区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14北総契第360号平成15年3月28日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。なお、プロポーザル参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。
- (4) 役員等に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行をおわるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれていない。
- (5) 商法、会社更生法、民事再生法等による手続きを行っていない。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、またはその構成員、もしくは暴力団の構成員で亡くなった日から5年を経過していない者の統制下にあり、事実上運営に影響が及んでいない。（暴力団の利益となる活動を行うことを含む。）
- (7) 過去に他自治体において、子ども・教育に関する施設の設置に係る提案等に関する業務の受託実績があること。
- (8) 業務目的を理解し、滞りなく遂行できること。
- (9) 第三者への委託は禁止とする。

3. 審査基準および審査方法

本プロポーザルの審査は、公募型プロポーザルとし、第一次審査（書類審査）と第二次審査（プレゼンテーション審査）の二段階審査方式により行う。

それぞれの審査結果を合わせた総合的な評価を行い、支援業務委託契約交渉順位の第1位及び第2位を決定する。

なお、プロポーザルの審査項目は次に掲げるものとし、児童相談所等複合施設基本構想策定に伴う支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（令和元年6月25日区長決裁）に規定する審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が審査し、決定する。

(1) 第一次審査（書類審査）

第一次審査は、提出された提案書について審査を行い、第二次審査対象を3社程度に選定する。

①評価内容

- a) 関係法令、国・都・他自治体の動向等の理解
- b) 本業務や区政に対する意欲

- c) 業務内容に則した提案、わかりやすい記述及び創意工夫等
- d) 企業の業務実績及び業務責任者の役割を含めた区への支援体制
- e) 提案価格および見積書

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第二次審査は、第一次審査で提出された提案書の内容に基づき、提案者による提案内容のプレゼンテーション（15分以内）及びヒアリング（10分程度）を実施する。

また、第二次審査の出席者は3名程度とし、本区を担当する予定の業務責任者が必ず出席し、主に業務責任者がプレゼンテーションを行うこと。

なお、プレゼンテーション審査においては、パワーポイントの使用及びその他のプレゼンテーション用資料の提出を認める。

≪区が準備するもの≫プロジェクター、スクリーン、マイク

①評価内容

- a) 北区の作業に対する支援体制と業務遂行にかかる熱意
- b) 提案内容の整合性と業務責任者の業務への理解度
- c) 説明のわかりやすさ・説得力

4. プロポーザル公募要項の交付期間、場所及び方法

(1) 交付期間

令和元年7月4日（木）～令和元年7月16日（火）

(2) 交付場所および交付方法

子ども家庭支援センター（旧清至中学校別棟）にて交付、または、北区公式ホームページからのダウンロード

5. 説明会の開催の有無及び内容

説明会は開催しない

6. 参加表明書の作成様式及び問い合わせ先

(1) 参加表明書の作成様式

別紙「参加表明書」のとおり（北区公式ホームページよりダウンロード可）

なお、「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し（裏面印鑑証明部分もコピー）を合わせて提出すること。

(2) 問い合わせ先

子ども家庭支援センター（16. 問い合わせ先に同じ）

7. 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限

令和元年7月16日（火）午後5時まで

(2) 提出先

子ども家庭支援センター（16. 問い合わせ先に同じ）

(3) 提出方法

持参または郵送（必着）

8. 提案書等の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先

(1) 提案書の作成様式

「児童相談所等複合施設の基本構想」策定に伴う提案書

①提案書の記載要領

- a) A4タテサイズ横書き（A3サイズ折込可、2ページ換算とする。）左綴じ、10ページ程度、文字ポイント11ポイント以上の両面印刷、表紙を除きページ番号を下部に付し、2穴パンチでファイルにつづること。
- b) 提案書には、必ず以下の(2)の①～⑤の項目について、番号順にそれぞれ項目及び内容を記載すること。
- c) 審査の公平性、透明性を保つことから、企画提案書の内容や余白に法人名を表示しないこと。また、法人名を特定・類推させる記述はさけること。
- d) 提出部数 9部（1部社名入り、8部社名なし）

(2) 提案書に記載する内容（以下に記載する項目について全て記載すること。）

- ①貴社の考える児童相談所及び児童相談行政を取り巻く社会状況と国や都の動向
- ②基本構想策定にあたっての貴社の基本的な考え方
- ③貴社の考える基本構想の構成
- ④貴社の児童相談所の設置に係る提案等に関する業務の受託実績（年月の新しい順に、都道府県及び自治体名、業務内容を記載）
- ⑤貴社の基本構想策定にあたっての業務体制と業務責任者の役割を含めた区との相談・支援体制

(3) その他提出書類

①見積書 9部（税込価格で表示すること）

- a) 業務ごとの事業費及び人件費を明記した、見積書を作成すること。
- b) 支援業務には、基本構想の編集及び印刷製本を含む。

②会社の概要がわかるパンフレット等 3部

(4) 問い合わせ先

子ども家庭支援センター（16. 問い合わせ先に同じ）

9. 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和元年7月31日（水）午後5時まで
- (2) 提出先 子ども家庭支援センター（16. 問い合わせ先に同じ）
- (3) 提出方法 持参に限る

10. 審査結果の通知

(1) 第一次審査

第一次審査の結果は、提案書の提出者すべてに、所管課長が書面により、令和元年8

月中旬に発送する。なお、第二次審査対象者に対しては、第二次審査に関する詳細な案内を合わせて通知する。

(2) 第二次審査

第二次審査の結果は、第二次審査対象者すべてに、所管課長が書面により、令和元年8月下旬に発送する。

1 1. 募集から随意契約交渉順位決定までのスケジュール

公募、参加表明書受付開始	令和元年7月 4日(木)
参加表明書提出期限	令和元年7月16日(火)午後5時まで
質問提出期限	令和元年7月16日(火)午後5時まで
質問回答	令和元年7月22日(月)まで
提案書、提出書類提出期限	令和元年7月31日(水)午後5時まで
第1次審査(書類審査)	令和元年8月上旬
第1次審査結果通知発送	令和元年8月中旬
第2次審査(プレゼンテーション審査)	令和元年8月23日(金)午後
	会場：北区役所滝野川分庁舎会議室
第2次審査結果(交渉順位決定)通知発送	令和元年8月下旬

1 2. その他の留意事項

- (1) 参加表明書が提出期限までに到達しなかった場合は、提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、当該プロポーザル審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書または提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、区より再提出の指示があった場合は除く。
- (6) 提案書中には参加者名を記入しない。
- (7) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止を行うことがある。
- (8) 電子メール等の通信事故については、北区はいかなる責任も負わない。
- (9) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。
- (10) 業務責任者は、業務における連絡の窓口となり、会議や打ち合わせ等には必ず同席すること。

1 3. プロポーザル公募要項に対する質問の提出期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

- (1) 提出期間 令和元年7月 4日(木)午前9時から
令和元年7月16日(火)午後5時まで
- (2) 提出先 子ども家庭支援センター(16. 問い合わせ先に同じ)

(3) 提出方法

- ①提出は、電子メールでのみ受け付ける。
- ②件名は、【支援業務委託への質問】とする。
- ③質問書の形式は問わない。
- ④添付ファイルを使用する場合は、MS-Word、MS-Excel 形式とすること。
- ⑤電子メールは、開封確認を要求し、送付後 24 時間以内に開封確認が届かない場合は、子ども家庭支援センター（16. 問い合わせ先）まで電話で確認すること（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く）

(4) 回答方法

期限までに到達した全質問事項に対し、令和元年7月22日（月）までに回答する。ただし、質問状況によっては、前述した期限前に順次回答する。回答は、質問者名を伏せた上で、参加表明した全社に対し、北区公式ホームページにて行う。なお、質問への回答は、本公募要項の追加または訂正とみなす場合がある。

14. 支払方法

完了後一括払い

15. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、区と協議する。
- (2) 業務実施スケジュールを作成し、初回打ち合わせまでに区に提出すること。
- (3) スケジュールを変更する際、進捗状況を随時区に報告し、最新の状態を示すこと。
- (4) スケジュールが遅れることが予想される場合は、区に事前に状況を説明すること。
- (5) 成果物の著作権及び著作権は、北区に帰属する。
- (6) 別紙「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を遵守する。
- (7) 当該業務に関連する法令（労働基準関係法令等）について遵守する。

16. 問い合わせ先

〒114-0002 北区王子6-7-3

子ども家庭支援センター（旧清至中学校別棟）

電 話：03-3914-9565（直通）

F A X：03-6903-0519

電子メール：koka@city.kita.lg.jp

担 当：栗生・夏目

< 参考資料 >

北区学校施設跡地利活用計画

利活用計画	
旧 赤 羽 台 東 小 学 校	<p><u>コンセプト</u> 「人が集い、人を育み、未来への希望を紡ぐまち」</p> <p><u>基本的方向</u></p> <p>① 子ども・教育に関する複合施設の整備 赤羽駅から近いという利便性を活かし、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、児童相談所・一時保護所、教育総合相談センター等、子ども・教育に関する施設・機能の複合化を行い、子どもに関わる総合的な施設の整備を検討する。子育て・児童虐待・発達・教育等の相談を一元的に対応できるようにするほか、子育て世帯が伸び伸びと過ごすことのできるひろば空間や、青少年の活動ができる空間について検討する。また、複合施設を運営する際は、児童福祉・教育施策の充実・強化を図れるよう、東洋大学をはじめ関係機関との協議を進める。</p> <p>② 魅力あるまちづくりのための有効活用 赤羽台周辺地域の状況に留意しつつ、地域のにぎわいに資する土地利用や利便性の向上、また、安全なまちづくりにつながる土地利用について検討を進める。具体的には、現行の地区計画において示している「中高層住宅複合B地区」としての活用を誘導するほか、歩行者ネットワークの整備やオープンスペースの確保等について検討する。</p> <p>③ 防災機能の確保 これまで当跡地が担ってきた防災機能を踏まえ、災害時におけるオープンスペースの利用のほか、隣接する大学キャンパスの一部をいっとき集合場所・避難場所として活用することについて、東洋大学と協議を進めるなど、地域全体での防災機能の確保に努める。</p> <p><u>事業手法</u></p> <p>○具体的に利活用を進める際は、用途地域や地区計画に定める土地利用方針との整合性を図りつつ、必要に応じて地区計画の見直しを検討する。</p> <p>○より有効な土地活用を図るため、UR都市機構の用地との一体的な活用について検討し、土地利用の方法等について機構と協議を進める。</p> <p>○「北区学校施設跡地利活用指針」に基づき、将来的な土地利用のあり方を踏まえ、資産としての活用方法を十分に検討する。</p>

複合化の対象施設の現況(令和元年6月1日現在)

名称	所在地	延面積(m ²)
子ども家庭支援センター(相談機能)	北区王子6-7-3	436.50
子ども家庭支援センター(ひろば機能)	北区王子2-7-34	523.26
さくらんぼ園(療育機能)	北区豊島4-16-38	620.65
さくらんぼ園(発達相談機能)	北区中十条1-2-18 障害者福祉センター4階	213.98
北児童相談所	北区王子6-1-12	1,138.40
一時保護所	(区内に施設の所在なし)	(想定している児童定員 10~15名程度)
教育総合相談センター	北区滝野川2-52-10	1,916.91 (体育館を含む)